

精神障害者旅客運賃割引規程

近 江 鉄 道 株 式 会 社

精神障害者旅客運賃割引規程

制定 2025年4月1日

(適用範囲)

第1条 この規程は、精神障害者が、単独で又は介護者とともに当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第2条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳（自治体により発行されたカード様式のものを含む。）の交付を受けている者、若しくはスマートフォン用アプリケーション等で精神障害者保健福祉手帳と紐づいた電磁的記録を所持する者をいう。

(注) 精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」(平成7年9月12日健医
発第1132号厚生省保健医療局長通知)により示された様式

(1) 紙様式(例)

(裏表紙)

備 考
注1) 住所や氏名が変わったときは、 変更届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か 月前から市町村役場で行うことがで きます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳
都道府県(指定都市)名

(内面左)

3 cm	4 cm
写 真	ベ ス ト 半 裁
氏名	
住所	
生年月日	
障害等級	号
手帳番号	
旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種	

(内面右)

交付日	年	月	日
有効期限	年	月	日
(更新)			
(更新)			
(更新)			
(更新)			
都道府県(指定都市)名		印	
精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律第45条の保健福祉手帳			

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

(2) カード様式

(表)

障害者手帳

氏名
住所
生年月日 年 月 日
障害等級
手帳番号 号
交付日 年 月 日
有効期限 年 月 日

写真
ベスト半裁

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種 都道府県 名 印

85.60mm

53.98mm

22mm

27.5mm

12mm

2mm

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

有効期限の更新	
(更新)	(更新)
(更新)	(更新)

備考

注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。
注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

- 2 精神障害者の割引種別は別表のとおりとし、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(介護者)

第3条 精神障害者が第1種精神障害者及び定期乗車券を使用する12歳未満の第2種精神障害者であるときは、別に定める場合を除き精神障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は当社係員により介護能力があると認められる者であつて、その購求する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購求するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合および12歳未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 回数乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項

の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の通算営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は5割とし、10円未満のは数を切捨てて10円単位とした額（以下「は数計算」という。）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(注) 精神障害者が6歳未満のため無賃であっても介護者に対しては所定の割引を行う。

2 連絡乗車券における割引の計算方法は、「連絡運輸取扱規程」による。

(介護者の同行)

第7条 介護付用乗車券は、精神障害者とその介護者が同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

第8条 精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示して乗車券の購求を申出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面（往復乗車券及び回数乗車券については各券片。）に次の表示をして発売する。

(1) 精神障害者に対する乗車券

㊦ 直径約1.5センチメートル

精神障害者が単独で購求する場合

㊧ 直径約1.5センチメートル

(2) 介護者に対する乗車券

㊨ 直径約1.5センチメートル

(注) 介護付用乗車券として小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引きしないが、乗車券面に㊦又は㊨の表示をする。

2 車掌省略列車にあつては、精神障害者保健福祉手帳の確認をしたうえで普通旅客については割引の運賃額を収受する。

(旅客運賃払戻し及び乗車変更)

第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払戻し及び乗車変更は、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなければ取扱いをしない。

(精神障害者保健福祉手帳の携帯)

第10条 精神障害者又はその介護者は、乗車券購求の際及び乗車中は精神

障害者保健福祉手帳を携帯して、当社係員の請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱い)

第11条 前各条の規定以外の取扱い方は旅客営業規則及び旅客営業取扱細則による。

附則

(制定・改廃)

2025年 4月 1日 制定

別表

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」(昭和25年政令第155号)第6条によるものである。